

平成 30 年

第 1 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：平成 30 年 2 月 21 日

閉会：平成 30 年 2 月 21 日

福岡県東峰村議会

平成30年 第1回東峰村議会臨時会

招集年月日 平成30年2月21日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成30年2月21日 10時00分
議長 大蔵 久徳
閉会日時及び宣告 平成30年2月21日 11時14分
議長 大蔵 久徳

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光		2番	伊藤 均	
3番	梶原 光春		4番	黒川 隆康	
5番	高橋 弘展		6番	梶原 文明	
7番	高倉 寛視		8番	佐々木 紀嘉	欠
9番	長澤 貞義		10番	大蔵 久徳	

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

9名

欠席議員

8番 佐々木紀嘉議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁谷 博 昭	教 育 長	室 井 昭 博
副 村 長	岩 橋 忠 助	総務課長	真 田 秀 樹
建設水道課長	野 寄 和 秀	教 育 課 長	室 井 慶 久

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	日 野 正		

村長提出議案の題目

議案第 1 号	平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算 (第 9 号) に ついて
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
同意第 1 号	東峰村監査委員の選任について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 2 1 条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則 1 1 8 条) 1 番 柳瀬弘光議員 2 番 伊藤均議員

第 1 回 東峰村議会臨時会会議録

平成 3 0 年 2 月 2 1 日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成30年 第1回東峰村議会臨時会議事日程

平成30年2月21日開議

開会宣言

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長あいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)について |
| 日程第 6 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 同意第 1号 | 東峰村監査委員の選任について |

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成30年第1回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時00分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から、配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、 1番 柳瀬弘光議員、2番 伊藤均議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日2月21日の1日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、平成30年第1回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多用にもかかわらずご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、7月の豪雨災害から早くも7カ月が過ぎましたが、村民の皆さんをはじめ議会、県、各自治体からの派遣職員並びに職員の皆さんなどの多大なるご支援、ご協力により、一步一步着実に復旧・復興が進んでいることに心から感謝を申し上げます。</p> <p>昨年の12月28日には関係各位のご努力によりすべての災害査定が終了し、1月には5件の林道災害復旧工事を発注したところです。また、JR日田彦山線の復旧につきましても、JR九州は鉄道での復旧方針を示しましたので、議会をはじめ国・県等のご尽力に改めて感謝を申し上げます。</p> <p>今後とも被災された皆様方の支援を含め1日も早い復旧と復興に全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員各位の皆さんのご協力とご理解を切にお願いを申し上げます。</p>

	<p>それでは、本臨時会に執行部から提出しております議案等の提案理由等の説明をいたします。</p> <p>議案第1号、平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)につきましては、歳入歳出にそれぞれ10億9,388万7千円を追加し、歳入歳出総額を73億5,753万6千円とするものです。その内10億9,173万7千円が災害関係となっております。</p> <p>歳出の主なものとしては、総務費として通信運搬費165万円、河川費として応急工事費精算分3,000万円、文化財事業費として埋没樹木調査保護委託50万円、災害復旧総務費として地域防災がけ崩れ対策事業申請書作成業務委託298万7千円、災害復旧費として災害復旧総務費298万7千円、公共土木施設5億3,000万円、林道施設2,800万円、地域防災がけ崩れ対策事業費5億75万円をそれぞれ計上しております。</p> <p>その主な財源としては、特別交付税、国県支出金、基金繰入金、村債を計上しております。</p> <p>承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年7月、九州北部豪雨による災害復旧及び道の駅第2販売所設置工事の施工にあたり、地方自治法第213条の規定に基づき繰越明許費について予算を計上する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。</p> <p>補正の内容としては、5件の事業につきまして繰越明許費を行うものです。</p> <p>承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、国道211号、東峰村大字小石原鼓付近において発生した公有自動車の単独事故によるガードレール破損に係る損害について、早急な賠償を実施するにあたり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。</p> <p>同意第1号、東峰村監査委員の選任につきましては、新たに本田治美氏を東峰村監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>以上が執行部から提出している案件ですが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決、ご承認、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理由の説明といたします。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	次に、日程第5 議案第1号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)について」、補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	2ページをお願いいたします。 議案第1号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)」 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億9,388万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,753万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月21日提出、東峰村長名でございます。

3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入といたしまして、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、村債で、総額10億9,388万7千円の補正。内容につきましては、後の事項別のところで説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費、民生費、土木費、教育費、災害復旧費で、総額10億9,388万7千円の補正でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

上段、災害復旧事業債につきましては、今回補正で計上しております災害復旧事業に係る起債の充当額を補正後で計上しているところです。

下段の公共事業等債につきましては、地域防災がけ崩れ防災事業に係る分の起債の充当額を計上しているところでございます。

事項別明細書につきましては、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

7款1項1目地方交付税、地方交付税につきましては、特別交付税が12月に5億3,498万6千円交付されております。これの関係で12月に実交付分をです、補正という形で3億4,498万6千円を計上しております。

11款2項9目災害復旧費国庫補助金、12款2項8目災害復旧費県補助金につきましては、歳出の災害復旧事業費についての充当財源として、国及び県の支出金を計上しているところでございます。

公共土木施設災害復旧費については1億9,723万6千円、農林水産施設、林道災害でございますが、これについては2,755万4千円。県費の補助金として、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金につきまして4億3,258万1千円を計上しております。

繰入金については、財政調整基金繰入金特別交付税の交付の関係で調整額として1億557万円の減という形になっております。

18款村債につきましては、災害復旧事業債が1億5,210万円、公共事業等債において4,500万円の予算を計上しているところでございます。

9ページをお願いします。

歳出につきましては、総務課の部分を説明させていただきます。

2款1項1目一般管理費、役務費90万円につきましては、災害関連でいろいろな事務の増大によりまして電話代が非常にかかっております。これについて2月支払い

	<p>分で既に足りないということになっておりますので、今回90万円を補正させていただいております。</p> <p>2目の文書広報費、これも同様の理由で、郵便代が不足しておりますので75万円ですね、郵便等通信費という形で計上をさせていただいております。</p> <p>3款3項9目特別養護老人ホーム管理費につきましては、予算の組み替えということで、起債の協議がですね、特別養護老人ホームの災害復旧、フェンスの部分を行っておりますが、この部分で、予算の協議で充当見込みが250万出ておりますので、この部分を財源を組み替えるという形で、支出は変わっておりません。</p> <p>あと歳入の組み替えで言いましたら、11款の1項3目農地農業用施設災害復旧費、これにつきましても地方債の分が農災の関係でまだ協議ができてない分が、今回県のほうと協議ができて充当見込みということで4,790万円計上しておりますので、歳出は変わりませんが、歳入の予算の組み替えをしているところでございます。総務課に関しては以上です。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>9ページをお願いいたします。</p> <p>8款3項1目河川費、補正額といたしましては3,000万円、節といたしまして、15節の工事請負費3,000万円。こちらにつきましては、すべて昨年7月の九州北部豪雨に伴う応急工事費ということであります。</p> <p>なお、これにつきましては、道路及び林道災等につきましては専決、それから9月、12月の補正で対応させていただいておりますが、こちらの河川費につきまます応急工事について未計上でありましたので、今回補正させていただきたいと思っております。</p> <p>11款災害復旧費、1目災害復旧総務費、補正額298万7千円。</p> <p>委託費でありまして、こちらは地域防災がけ崩れ対策事業費の申請書作成業務委託料ということで、こちらはまだ補助の対象、採択されるかどうかという申請書の作成業務でありまして、被災の恐れのある家屋、それからがけ地現場の簡易な測量等に係る申請作成業務でございます。8カ所の申請を委託しておりまして、298万7千円を計上させていただきます。</p> <p>それから、2目公共土木施設災害復旧費、補正額5億3,000万円。</p> <p>13節の委託料3億5,000万円、こちらにつきましては、査定設計書作成業務委託料といたしまして計上させていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、昨年9月の補正で計上させていただいておりますが、28社のコンサルタントへの委託料、115カ所、20億円という事業費の査定に係ります詳細測量設計査定資料等の作成に係る委託料ということでございます。</p> <p>こちらは多額となっておりますが、先ほどのとおり28社に対しまして、公共債でありますので、河川それから道路。河川につきましては、ほぼ護岸等の工事でありまますので見積もりを取りまして平均を出しております。</p> <p>それから道路につきましては、道路本体それから法面、土羽等の欠損ということで、非常に平均的な歩掛りを算定するのに時間がかかりまして、この時期での補正となっております。</p> <p>なお、公共土木の歩掛りといたしまして、この災害復旧に係る資料がなかなかござ</p>

	<p>いまして、見積もりによる委託料の計上ということで、時期が遅れたことをお詫びしたいと思います。</p> <p>それから、15節の工事請負費1億8,000万円。こちらは先ほどの115カ所、20億円の復旧事業費に対し、29年度発注見込みといたしまして5億3,600万円のうちのですね、不足分の1億8,000万円を計上させていただいております。</p> <p>それから10ページ、4目林道施設災害復旧費、補正額2,800万円。</p> <p>13節の委託料1,300万円、こちらも査定の査定設計書作成業務委託で1,300万円が不足しております、こちらも計上させていただきます。</p> <p>それから、工事請負費1,500万円、林道災害復旧費1,500万円でございます。こちらにつきましては、今年度3億5,600万円の復旧工事の発注を見込んでおります。その内不足分の1,500万円ということをお願いさせていただきます。</p> <p>それから6目、この6目は新規に目を起こしております。地域防災がけ崩れ対策事業費5億75万円。国県費4億3,258万1千円、地方債4,500万円を計上させていただきます。</p> <p>旅費10万円、需用費30万円、役務費5万円、こちらにつきましては、経常的な事務費となります。</p> <p>それから、13節の委託料1億8,000万円、こちらは8カ所の地域防災がけ崩れ対策事業費の場所の委託料となっております、先ほど1目の総務費のほうでですね、約300万円ほどの計上をさせていただいておりましたが、こちらにつきましては詳細な測量設計それからボーリング調査、法面の保護となりますので、そうした業務を含めると8カ所で1億8,000万円というふうにご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから使用料は、事務コピー機等の使用料30万円。</p> <p>15節工事請負費3億2,000万円、こちらは認可額のうち3億2,000万円は一部支出ということで、平成30年度にも計上させていただきますが、この8カ所の屋敷、馬場等含めて8カ所の工事費3億2,000万円、こちらでは完了はいたしません、29年度発注分というふうにご理解いただきたいと思います。以上です。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>同じく9ページをお願いいたします。</p> <p>10款6項2目文化財事業費、13節委託料、埋没樹木調査保護委託料50万円でございます。</p> <p>内容につきましては、別紙資料をお付けしておりますが、こちらのほうをお開きください。</p> <p>こちらは佐賀大学の下永教授の調査所見でございますけれども、これを基に説明させていただきます。</p> <p>場所がですね、これは大字福井字大境、松ヶ平川というのは、オークマの宝珠山工場の前になります。この地点で埋没樹木と阿蘇4火砕流の堆積物が発見されております。この阿蘇4火砕流の堆積物というのは約9万年前の堆積物で、この中に埋没樹木もございまして。</p> <p>埋没樹木につきましては、近隣では日田市小野川、佐賀県の上峰町、福岡県では初めてということでございます。</p> <p>先日2月17日にですね、文化庁の調査官が来村しまして調査をした結果ですね、</p>

	<p>風化が著しいと、空気にさらされているので風化が著しいので早く、早急に保護処理をしたほうがよろしいということでございました。</p> <p>保護処理につきましてはですね、九歴の資料館のほうにお願いしたいと考えておりまして、それに持ち込む運搬費及びこちらから掘り出す経費、この辺りを委託料として計上させていただいております。以上でございます。</p>
日程第6	
議長	<p>次に、日程第6 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>11ページをお願いいたします。</p> <p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。</p> <p>平成30年2月21日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第8号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第8号)を専決処分する。</p> <p>平成29年12月20日、東峰村長名でございます。</p> <p>専決の理由といたしまして、平成29年7月九州北部豪雨による災害復旧工事及び道の駅第2販売所設置工事の施工にあたり、地方自治法第213条の規定に基づき明許繰越費について予算を計上する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第8号)。</p> <p>平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。</p> <p>平成29年12月20日、東峰村長名でございます。</p> <p>内容につきましては14ページ、繰越明許費、第1表がでございます。</p> <p>予算については変動はございませんが、年度を超えてですね、工期を確保するために12月20日付で専決処分をさせていただいたものです。</p> <p>繰越明許費として、3款3項特別養護老人ホーム災害復旧事業1,450万円、7款2項道の駅第2販売所設置事業3,150万円、11款2項災害復旧事業として5億2,485万1千円、11款3項災害復旧事業として2億2,000万円、11款4項災害復旧事業として3億8,500万円。</p> <p>以上の5つの事業につきまして繰越明許費の計上をさせていただいているものでございます。以上です。</p>
日程第7	

議 長	次に、日程第7 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	<p>15ページをお願いいたします。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>平成30年2月21日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第1号、専決処分書。</p> <p>損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>平成30年1月26日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由といたしまして、国道211号、東峰村大字小石原2728番地8 先路上において発生した公有自動車の単独事故によるガードレール破損に係る損害について、早急な賠償を実施するにあたり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。</p> <p>損害賠償の額を定めることについて。</p> <p>東峰村は、次のとおり損害を賠償する。</p> <p>損害賠償額 8万1千円</p> <p>賠償の相手方については、国道の施設でございますので、福岡県朝倉県土整備事務所でございます。</p> <p>事故の概要について、平成29年11月28日午前10時13分頃、東峰村農林観光課の職員が業務のため公有自動車を運転し、国道211号、東峰村大字小石原鼓付近を走行中に運転操作を誤り、国道脇の歩道に設置されるガードレールを破損したというものでございます。以上です。</p>
日程第8	
議 長	次に、日程第8 同意第1号「東峰村監査委員の選任について」、補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	<p>17ページをお願いいたします。</p> <p>同意第1号「東峰村監査委員の選任について」 地方自治法第196条第1項の規定により、次の者を東峰村監査委員として選任することについて議会の同意を求めます。</p> <p>平成30年2月21日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>氏名 本田治美 住所 朝倉郡東峰村大字福井934番地3 任期 任命の日から4年間</p> <p>提案理由として、東峰村監査委員梶原久美氏の辞職のより、新たに本田治美氏を東峰村監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、</p>

	<p>議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>略歴等につきましては、別紙付けておりますのでご確認をいただきたいと思ます。よろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第1号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）について」質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>8ページ、歳入の部分についてです。</p> <p>18款1項18目公共事業等債4,500万の分なんですけれども、これが充当されるというかわれる事業については、どの事業になりますか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>充当される事業につきましては、10ページですね、11款1項6目地域防災がけ崩れ対策事業、この事業に対して充当される村債になっております。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>なかなかこの公共事業等債というのは、最近はなかったのかなと思うんですけども、この詳細について教えていただきたいのですが、交付税措置等はあるような村債なんですか。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">（10時33分）</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">（10時40分）</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>先ほどの公共事業等債につきましてですが、国の基準によりますと、充当率については90%、交付税措置については、現在、財源対策債分ということで50%、約半分については交付税措置がされるということで、県より確認をしております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>同じく8ページ、7款1項1目地方交付税、特別交付税の交付の分ですが、災害分ということですが、特別交付税なのでどういった中身になっているかというのは、あまり判明しないところではあります。災害分に関してはこの特別交付税で、あらかた特別交付税措置の分は一旦もう交付されたということなんですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>特別交付税につきましては12月に概算交付がありまして、3月に2度目の交付がございます。</p> <p>3月の時点で特別交付税額というものが確定いたしますので、今、この金額については12月の概算交付分ですので、一応3月についても、ちょっと金額については試算する数字がありませんが、4億程度は来るというふうに見込んでいます。それまでは最終的には3月の20日ぐらいに確定の数字がまいります。それまではちょっと数字としては不確定ということで、ご報告をいたします。</p>
議長	5番 高橋弘展議員

5 番	この災害に関して、特別交付税措置されるということは本当にありがたいところですが、先ほど12月、3月の部分のちょっと確認なんですが、大体合わせて4億円程度の交付税措置、災害分があるということによろしいのでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	災害分についての内訳がですね、ほんと特別交付税については、全く県のほうにお尋ねしましても、やはり数字は教えていただけない部分でございますので、通常大体例年ですね、昨年度については2億7,000万円ほどの特別交付税。今年度について、一応12月には5億3,400万円が来ているということで、一応事実としてはですね、これだけしか説明できるものはございません。
議長	5番 高橋弘展議員
5 番	これ以上内訳を聞いても難しい部分なんですが、やはりこの災害後にいろんな経費等がかかっております。 そういった部分で国からの特別交付税措置があるという話だけ聞いていて、なかなかそれがどういったものが措置されるのかというのが分からないままと、あとやはり今後の村の財政を考える上で、やはり措置されるものに関しては措置していただきたい部分があるのが現実だと思います。 そういった部分で災害について、どういったものが特別交付税措置されるのか、分かる範囲でお答えいただけますでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	災害については事業を列記しているものではございません。 ただ、自治法による災害派遣ですね、今、他市町村から来ていただいております。この分については、概ねかかった費用の8割程度は特別交付税に算入されるというふうに、取り扱い要領できております。 あとの分については、それぞれ災害に係る経費について村として要望という形で、実際にかかった経費に対する一般財源、村のお金がいくらかかっているかという部分で、要望書をそれぞれ調書という形で提出してありまして、その額の中で配分はされるということで、事業について、もうそれぞれいろんな災害の関係の事業がございまして、これについての一般財源の必要額については、全て要望としては上げているものでございます。
議長	他に。 9番 長澤貞義議員
9 番	9ページ、文化財費の10款2目ですね、これの9万年前の阿蘇の火砕流で起きた炭化木ですね、その具体的な保護の方法等分かればですね、それはどこに展示というか、何かされるのかですね、それをお伺いします。
議長	教育長
教育長	この報告書にもありますけど、1枚目の資料の中ですね、真ん中に木が出て来ている状況が分かりますと思いますけど、この部分がですね、やっぱりずっと今まで埋もれとったのが、酸素に触れたり、また外気に触れて腐食をして劣化をしていくと。 このものは貴重なもので早急な対応が求められるということでしたので、この部分の露出の部分を切断をして、九州歴史資料館のほうですね、保存の部分でいろいろ処理をしていただくということになります。

	<p>だから切断して、九州歴史資料館のほうに持って行って、そこで保存していただくという形になります。</p> <p>これからの保存ですかね。</p> <p>これからの保存についてはまだ、未定でございます。その保存の部分で、一番村民の方々とか、見やすいところ、また子どもたちにも学習しやすいところ、そういうところを今後検討していかなければならないというふうに思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>よく分かりました。九州歴史資料館ですね。小郡にある立派な博物館ですね。</p> <p>たまたまうちの村からですね、こういう9万年前のものが出たということは、分かればいいんですけど、他のところでもこういう発見があったのかどうかですね。</p>
議長	教育課長
教育課長	先ほども申しましたけれども、近隣ではですね、日田市の小野川、あと佐賀県上峰町で同じように埋没樹木が出ております。以上でございます。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>これは予算とは直接関係ありませんけれども、今、先日もちょっと全協の中で言ったかもしれませんけども、今年稲作を作る方々がまだおられると思うんですよ。</p> <p>それで実際問題として、これが、今工事がいろいろと進んでおるとは思いますけども、どのくらいの時期にできるのかを、ちょっとやっぱ分からんという人がかなりおるわけですよ、それでどげんしゅうかと。</p> <p>そういうことでございますので、できたらそういった生産者の方に説明会とか説明の場所とかを設けていただいたらどうかと思うんですけど、そのところはどのように考えておりますか。</p>
議長	村長
村長	担当課から今聞いているところではですね、中山間地の役員さんたちを寄っていただくという話を聞いておりますので、そういった中でこの議論については、またしていただければと思っております。
議長	他に質疑はありませんか。 2番 伊藤均議員
2番	<p>10ページ、11款1項6目地域防災がけ崩れ対策事業なんですが、先ほど15節の分で工事請負費、一部という形でここに3億2,000万円計上されております。</p> <p>場所については、一部ちらっと何か説明の中に出ておりましたが、具体的に説明ができるものであればですね、説明をお願いしたいと思います。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>ただ今のご質問の箇所でございますが、8カ所で、箇所だけをとるあえず申し上げますと、屋敷ですね。</p> <p>8カ所は、この地域防災がけ崩れ対策事業につきましては、8カ所がこの事業の対象となっております、今年度、29年度発注で、30年度も引き続きありますという説明は、この8カ所の工事はすべて完了するわけではございませんということで、30年度の予算におきましても、この8カ所に対する工事費が充てられるということになります。</p> <p>全員協議会の中で説明をさせていただきましたこの地域防災がけ地の対策事業は、</p>

	<p>2戸以上ないとこの査定の対象となりませんということ。あと600万円以上の工事費であったり村の地域防災計画の中の危険箇所に掲載されていないと対象とならないといういくつかの採択要件がございます。</p> <p>これに乗らない箇所が届出と言いますか、申し出があっているところが20数カ所ございまして、こちらは1戸しかない。集落の中で裏山が崩れて2戸に延びる、延長できるものではないという判断されたところがございます。こちらにつきましては村の単独事業を今検討されておるところでございまして、こちらは新年度予算計上の際に要綱等案ができると思います。その時点で説明させていただきたいと思います。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>私が聞きたいところは、じゃあ8カ所ありますと。だから結局3億2,000万が、全部8カ所でやるんですかと。30年度はあと残った工事をね、30年度でやりますという話なんですか、それとも8カ所あるのに6カ所やりますと、全部終わるまでですね、この29年度の補正で。その辺りのところを私は聞きたいんですが。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今、5億6,000万ほど全体の事業費としてかかりますが、この8カ所も29年度に行く、例えば9割できて、あと1割を30年度行うというイメージでございまして。この8カ所が、その内6カ所だけをやって、2カ所を30年度やりますというのではなく、同時に発注というようなことを、今、現在は考えております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第1号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>これはですね、また農林観光課がいらっやしませんので、村長に聞かなしょうがないかなと思っているんですけども。</p> <p>第2販売所を設置すると、駐車場と合わせて、ということでしたけれども、道の駅との話し合いはどのようになっているんですかね。</p> <p>なんか道の駅のほうに聞くと、「うちの辺じゃとてもそんなとは賄いきらんばい」というふうな話も聞きますけど、そういうふうな話し合いというのはどのようになっ</p>

	<p>ているんですかね。</p> <p>そのまま建てただけで、あとは村民の方に貸すのか、そのところはどのように考えておりますか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>小石原陶の里のほうとですね、一応今協議をさせていただいております。</p> <p>まだそれが固まってないということでもあります。</p>
議長	<p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>協議をしているが固まってないということでございます。</p> <p>これは確かなかなか販売所をですね、第2販売所をつくるというふうなことで、前から私は無理でしょうというふうなことは言っとったんですけど、こういうふうなものを、もし作った場合にですね、私が考えるに、おそらく道の駅の管理としては非常に難しいと、ちょっと個人的には思っているんですよ。</p> <p>そうした場合に、村民の方にそこを貸すというふうなことになりますと、非常にですね、問題が出てくる可能性があるわけです。</p> <p>あまり難しいことを言うと、非常に個人的なことになりますのであれですけども、やはりそういったものは逆はないほうがいいと。県からの補助が出らないということでもございましたけれども。</p> <p>それではですね、そんなに急いであそこで、そこまで駐車場をつくらなきゃいけないのかというふうに、私はちょっと考えておるんですけど、そのところはどのように、無理してでも販売所を設置したりとか、県から補助をいただいて設置するとか、駐車場をつくるかということもございますけど、そこまで急いでしなきゃならないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>先ほど協議中だというお話をさせていただきましたけれども、道の駅のほうとしては受けていただく方向での協議だということでもあります。</p> <p>それともう1点いろいろと管理上、そういったところについての問題点等今から出てくるかと思えますけれども、こういったところにつきましても、やはり道の駅の活性化のためには駐車場の拡張というのは必要だということでもやっておりますので、そういったところも含めまして、今後道の駅のほうとは協議をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>2番 伊藤均議員</p>
2番	<p>繰越明許の関係でお尋ねしたいんですが、特別養護老人ホーム災害復旧事業、これについては今も何か工事をしてあるかと思えます。</p> <p>それで1,700万円の予算もですね、補正をした中での金額があるかと。</p> <p>それでこれについてですね、じゃあ、この繰越明許に上げられるこの1,450万、これについてはですね、具体的にどういうものを繰越明許として計上しておるのかということについて、詳しく説明をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>特別養護老人ホームの事業につきましては、起工というかですね、工事請負費の予算が1,450万円という形になっております。</p>

	<p>入札が1月の17日に行われまして、今工期としては1月の18日から5月の27日までで、今のところ復旧事業を行っているというところでございます。</p> <p>実際の今の契約金額については、910万8千円という契約金額になっておりますので、この時点、繰越明許の計上時点におきましては、予算の枠をですね、ちょっとその時点でまだ入札が終わっておりませんでしたので、その枠を全額の繰り越しの枠として見るということで、この費用に上げさせていただいております。</p> <p>最終的にはもう、この金額と変更等の見込みがあればですね、その分について最終的に繰り越しを行って、6月の議会で繰り越しについての報告を行うという手続きになっております。</p> <p>内容については事業を、フェンスの補修等をですね、その辺りの改修を行っているところです。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうするとですね、12月時点で繰越明許に上げなきゃいけないのかということがですね、あるのではないかなと思うんですよ。これ補正なり、また他のものでやることのできたんではないかと。それを繰越明許でですね、わざわざこの時点から、12月時点ですよ、で上げるというのは、ちょっと早計ではないかと私自身は思うんですが、いかがですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>議員おっしゃるとおりですね、12月の補正から10日ほどの期間でございます。</p> <p>12月の補正の時点で、当然その着手の計画等を行っていただければ繰越明許の関係の手続きも同時に行うべきところではございましたが、今回については12月の補正の時点でその手続きを行っていなかったということで、ちょっと着工の関係でですね、専決という形で処理を行わせていただいたということになっております。以上です。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>ですから、しっかりですね、その辺りのところは煮詰めてもらって、専決をしてもらわないと、専決事項ですからもう終わっていますよね。でも、そういう可能性のあるものもですね、なんもかんも専決と、都合のいいような形でですね、なるのはちょっとおかしいのではないかと。しっかりその時点は煮詰めていただきたいと思っております。</p>
議長	他に質疑はありませんか。
	5番 高橋弘展議員
5番	<p>災害復旧費にあたる部分ですが、昨年朝倉市のほうは早速災害復旧の事業等を、入札等を行われていますが、不落が起きているという話も聞いております。</p> <p>現状のところ東峰村では入札の際に不落が起きているのか、いないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今現在、入札を林道災害のみ行っておりまして、5件行っております。</p> <p>5件すべて落札ということで、不落は今のところございません。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この災害復旧の事業費を考えると、なかなかこの近辺の業者で、すべてが入札落ちるのかという部分すごく不安を感じるんですが、その指名競争入札あたりで指名する</p>

	にあたって、不落が起きないように何か検討はされているのでしょうか、現時点で。
議長	村長
村長	そのことが一番、今後災害復旧工事をやっていく上では懸念されるところであります。今、村内の業者に限らずですね、朝倉郡の建設業組合それから朝倉市、それからうきは市、久留米ですかね、のほうの業者さんまで、この災害復旧工事について、参加を希望される方は指名願いを出してくださいというような手配を実施しているところであります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	実際のところそういったところからの指名願いというのは、現状として増えてきている、出てきているという実績はありますでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	ちょっと具体的な数字まではですね、今つかんでおりませんが、1日に大体10件近くはですね、今のところ追加という形で、先ほど村長が言った区域のところから指名願いという形で出てきているところでもあります。以上です。
議長	他に。 3番 梶原光春議員
3番	災害復旧債の土木災害復旧費5億2,485万1千円の内訳の中にですね、八女・香春線及び農道等にまだ引っかかっております災害の流木それからガードレール、それから砂利等はですね、まだ特に大行司から上のほうはひどいんですが、国道近辺は少し良くなっていると思うんですけども、その辺の工事費は県のほうにお願いするんですか、それとも村としてこれは片付けるのか、どちらでしょうか、それをお尋ねします。
議長	建設水道課長
建設水道課長	国及び県道それから1級河川につきましては、朝倉県土整備事務所のほうで処理をしていただくというふうにしております。 特に障害があったり支障がある箇所につきましては、特に連絡をして早急に対応しているところでもあります。
議長	3番 梶原光春議員
3番	そうしますとですね、県道、河川の国と県の分については、もうそれまで待っているということですね。現実の護岸工事、頭首工、農地災害の復旧、特に石垣ですね、復旧があるまでは行わないということですか。 それともう一つ、道路沿いはやっぱり見た目も悪いし非常に危険でもあります。車等が乗って。それは村のほうで、そんなに費用はかからないと思うんですけども、やるお考えはありませんでしょうか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	国県道それから河川に隣接する農地につきまして、また一部村道等もあります。こちらにつきましては朝倉県土、災害センターのほうと協議をしながら優先順位、早急にさせていただきたいというところの調整会議は開いております。 具体的なところはできるだけ地元市町村の意向を聞きながらという事前のお話はあっておりますが、具体的にどこからというところまでは決定はしていないのではないかなというふうに思っております。

	それから、国県道についての流木、流れ木それから一般廃棄物等がまだ確かに残っている箇所はあるかと思えます。できるだけ朝倉県土と協議しながら清掃、復旧に努めたいと思えます。
議長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり承認されました。
議長	次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 梶原文明議員
6番	この専決処分について、ちょっとお聞きしたいんですが。 この損害賠償額がもう決定されています上で、これは保険等への加入はなかったのでしょうか。保険が加入されてあればですね、その額が確定して、保険会社のほうから直接朝倉県土のほうにお支払いをしていただく、そういう形でいいのではないかと私は思うんですが、いかがですか。
議長	総務課長
総務課長	すみません。説明が足りなくて申し訳ございません。 損害賠償の確定についてはこういった形で議会の報告が必要ということで、支払いについては当然、車のほうについては保険に入っておりますので、保険のほうから全額相手方へ支払われているというのを、補足として説明するところでございました。以上です。
議長	6番 梶原文明議員
6番	そういうことであればですね、車のほうはどうなっているんですか。保険からの支払いで、車両保険等も加入されてあるんでしょうか。そこまできちっと教えてください。
議長	総務課長
総務課長	車両につきましても車両保険に加入しておりますので、それにおいて修理を完了しているところでございます。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	この11月28日、当日は道路上に雪とかの積雪はなかったんですか。
議長	総務課長

総務課長	この日については、雪は当然降っておりません。路面については、ちょっと路面自体のスリップではなくて、路肩にタイヤが少し乗り上げたときにハンドルの操作を誤ったということで、ちょっと打ってそのままガードレールを破損したという事件でございますので、内容については、そういう内容になっております。以上です。
議長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり承認されました。
議長	次に、同意第1号「東峰村監査委員の選任について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第1号「東峰村監査委員の選任について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。
閉会	
議長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があります。これを許可いたします。 村長
村長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 本日は、平成30年第1回東峰村議会臨時会におきまして慎重なるご審議を賜り、提案いたしました案件すべてをご可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。 さて、本年は言うまでもなく災害復興が最優先の取り組みとなりますが、もう一方

	<p>では将来の持続可能な村づくりのために重要な地方創生総合戦略の取り組みも併せて行う必要があります。</p> <p>未曾有の大災害に疲弊することなく、村民の皆様一人ひとりが元気で、明日に向けた生き生きとした生活を構築していくためにも村民の皆さんの目線で、議会と執行部が村の再生に取り組んでいかなければならないと思います。今後とも議員各位の村政に対してのご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。</p> <p>さて、春間近となりましたが、本年はインフルエンザが大流行しておりますので、議員各位におかれましても健康には十分留意され、本村の発展のためにさらなるご尽力をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして平成30年第1回東峰村議会臨時会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 時 1 4 分)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>